

令和4年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を防止し、生活環境の向上を図るため、個人、団体等が行う飼い猫、飼い主のいない猫又は多頭飼育猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (2) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (3) 避妊手術 不妊手術及び去勢手術をいう。
- (4) 飼い猫 飼い主が所有し、又は占有の意思をもって継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (5) 飼い主のいない猫（保護する） 市内で保護され、継続的に給餌、給水等の世話、管理をされている猫をいう。
- (6) 飼い主のいない猫（保護しない） 市内に生息していた猫に避妊手術を受けさせ、手術後に保護した場所に戻す猫をいう。
- (7) 多頭飼育猫 不適正な飼育原因により、市内において複数頭が特定の者又は団体等の管理下に置かれており、市長が多頭飼育されていると認めた猫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは住所を有する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 自らが管理する飼い猫に対し、県内の動物病院で避妊手術を受けさせようとする者
- (2) 飼い主のいない猫（保護する）に対し、県内の動物病院で避妊手術を受けさせようとする者又は団体
- (3) 飼い主のいない猫（保護しない）に対し、県内の動物病院で避妊手術を受けさせようとする者又は団体
- (4) 不適正な飼育原因により複数の猫が自己の管理下にあり、市長が多頭飼育を行っていることを認めた者又は団体等

2 前項の規定にかかわらず、同一の猫を対象に国、県その他団体から同様の補助を受ける者は補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 避妊手術に要する費用
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、不妊手術1件につき1万円、去勢手術1件につき5千円を上限とし、補助対象経費が上限額に満たないときは、補助対象経費の額とする。ただし、飼い猫については補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は不妊手術1件につき1万円若しくは去勢手術1件につき5千円のいずれか低い額とする。

2 算定された額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付回数は、同一年度内において、飼い猫については生計を同一にする者の世帯で不妊手術又は去勢手術のいずれか1件とする。ただし、飼い主のいない猫、多頭飼育猫、その他市長が特別に認める場合についてはこの限りでない。

(補助金の事前申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に県内の動物病院に避妊手術の予約を行い、市長が別に定める日までに、事業計画書(様式第1号)を提出しなければならない。

(補助事業等交付申請書及び実績報告書)

第7条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書及び規則第14条に規定する補助事業等実績報告書は、令和4年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号。以下「補助金交付申請書兼実績報告書」という。)によるものとし、申請者は、事業完了後速やかに次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 避妊手術費の領収書の写し

(2) 振込先口座通帳(申請者名義のもの)の表紙及び1ページ目の写し

(補助事業の中止申請)

第8条 申請者は、補助事業を中止するときは、事業中止申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び額の確定の通知)

第9条 市長は、第7条の補助金交付申請書兼実績報告書を受理した場合は、規則第6条及び第15条の規定により補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、令和4年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定及

び額の確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（遵守事項）

第10条 第3条第1項第3号に該当する申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該手術を受けた猫が、避妊手術済であることが識別できるよう片方の耳にV字カットの措置を講ずること。
- (2) 当該手術を受けた猫を生息場所に戻す場合は、トイレ、餌の管理及び周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るように努めること。

（帳簿等の保管）

第11条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

寒河江市長 様

住 所

氏 名

電話番号

(※運転免許証、マイナンバーカード等本人確認身分証の提示)

令和4年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書

令和4年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業の内容（該当項目に☑を入れてください）

手術の種類		<input type="checkbox"/> 不妊手術（めす） ・ <input type="checkbox"/> 去勢手術（おす）
猫について	区 分	<input type="checkbox"/> 飼い猫 ・ <input type="checkbox"/> 飼い主のいない猫（保護する） <input type="checkbox"/> 多頭猫 ・ <input type="checkbox"/> 飼い主のいない猫（保護しない）
	種 類	<input type="checkbox"/> 雑種 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	年 齢	<input type="checkbox"/> 6カ月未満 <input type="checkbox"/> 7カ月～1年未満 <input type="checkbox"/> 1年～1年6カ月 <input type="checkbox"/> 1年7カ月～
	毛 色	<input type="checkbox"/> 黒 <input type="checkbox"/> 灰 <input type="checkbox"/> 白 <input type="checkbox"/> 茶 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※猫の毛色全てを記入
手術について	病院名	<input type="checkbox"/> こうの動物病院 <input type="checkbox"/> さがえ動物病院 <input type="checkbox"/> 元町動物病院 <input type="checkbox"/> 市外(県内)の動物病院（ ）
	手術日	令和 年 月 日
	費 用	円 （手術費用のみとする。消費税を含む。）

2 申請者の依頼により避妊手術を実施した猫は上記の内容であることを証明します。

獣医師証明欄	住 所	
	獣医師名	Ⓜ
	電話番号	
	V字カット	<input type="checkbox"/> 実施しました。 【 飼い主のいない猫（保護しない） の場合は必ず実施 】

3 添付資料

- (1) 避妊手術費の領収書の写し
- (2) 振込先口座通帳の表紙及び1ページ目の写し

※職員記入欄

令和 年 月 日

寒河江市長 様

事業実施主体の住所
並びに名称及び
代表者氏名

事業中止申請書

年 月 日付で事業計画書を提出しました令和4年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助事業について、下記のとおり事業を中止したいので、令和4年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 中止の理由及び内容

様式第4号（第9条関係）

市指令第 号

令和 年 月 日

様

寒河江市長 印

令和4年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付で提出のあった令和4年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請兼実績報告書に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し額を確定したので通知します。

記

令和4年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金

交付決定及び確定額 円